平成２６年第１回柳津町議会定例会会議録

第１０日　平成２６年３月１４日（金曜日）

１．出席議員は次のとおりである。

１番　田　﨑　信　二	６番　横　田　善　郎	９番　磯　部　静　雄
２番　伊　藤　昭　一	７番　鈴　木　吉　信	１０番　小　林　　功
３番　齋　藤　正　志	８番　伊　藤　　毅	１１番　田　﨑　為　浩
５番　菊　地　　正		

２．欠席議員は次のとおりである。

な　し

３．地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町　　長	井　関　庄　一	建　設　課　長	天　野　　高
副　町　長	星　　正　敏	保　育　所　長	長谷川　富　雄
総　務　課　長	鈴　木　一　義	教育委員長	伊　藤　喜　一
出　納　室　長	角　田　　弘	教　育　長	目　黒　健一郎
町　民　課　長	矢　部　良　一	教　育　課　長	金　子　粧　子
地域振興課長	新井田　　修	公　民　館　長	鈴　木　晴　美

４．会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長	鈴　木　春　継	主　任　主　査	田　﨑　好　章

５．会議事件は次のとおりである。

日程第　１	報告第　１　号	予算特別委員会付託案件審査結果報告
日程第　２	報告第　１　号	産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告
日程第　３	報告第　１　号	総務文教常任委員会付託案件審査結果報告
日程第　４	議案第　１　号	柳津町中学校適正配置等審議会条例の制定について
日程第　５	議案第　２　号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 ６　　議案第 ３ 号　町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 ７　　議案第 ４ 号　柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 ８　　議案第 ５ 号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 ９　　議案第 ６ 号　柳津町つきみが丘町民センター条例の一部を改正する条例について

日程第１０　　議案第 ７ 号　柳津町地域住民交流センター条例の一部を改正する条例について

日程第１１　　議案第 ８ 号　柳津町西山温泉山村公園条例の一部を改正する条例について

日程第１２　　議案第 ９ 号　柳津町観光物産館条例の一部を改正する条例について

日程第１３　　議案第１０号　柳津町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

日程第１４　　議案第１１号　柳津町健康福祉プラザ銀山荘条例の一部を改正する条例について

日程第１５　　議案第１２号　柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第１６　　議案第１３号　柳津町森林公園設置条例の一部を改正する条例について

日程第１７　　議案第１４号　柳津町国民健康保険診療所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

日程第１８　　議案第１５号　柳津町農業集落排水処理施設等設置条例の一部を改正する条例について

日程第１９　　議案第１６号　柳津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第２０　　議案第１７号　柳津町下水道条例の一部を改正する条例について

日程第２１　　議案第１８号　柳津町公立学校施設使用料条例の一部を改正する条例について

日程第２２　　議案第１９号　柳津町地域活性化施設やないづふれあい館条例の一部を改正する条例について

日程第２３　　議案第２０号　やないづ町立齋藤清美術館条例の一部を改正する条例について

日程第２４　　議案第２１号　やないづ町立齋藤清アトリエ館条例の一部を改正する条例について

日程第２５　　議案第２２号　柳津町運動公園条例の一部を改正する条例について

日程第２６　　議案第２３号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

日程第２７　　議案第２４号　町道路線の認定について

日程第２８　　議員提出議案第１号　ＴＰＰ交渉に関する意見書の提出について

追加日程第１　議案第４５号　平成２５年度柳津町一般会計補正予算

追加日程第２　議案第４６号　平成２５年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算

追加日程第３　議案第４７号　平成２５年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算

追加日程第４　議案第４８号　平成２５年度柳津町下水道事業特別会計補正予算

◎開議の宣告

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。（午前１０時００分）

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。

◇　　◇　　◇

◎議案の審議

○議長

日程第１、報告第１号「予算特別委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長、鈴木吉信君。

○予算特別委員会委員長（登壇）

皆さん、おはようございます。

報告第１号

予算特別委員会付託案件審査結果報告

平成26年第１回柳津町議会定例会において、本委員会に付託された事件について３月７日、10日、11日の３日間、執行部より各主管課長等・班長の出席を求め、慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第３４号、平成２６年度柳津町一般会計予算については、別紙のとおり修正議決すべきものと決定。

議案第３５号、平成２６年度柳津町土地取得事業特別会計予算、

議案第３６号、平成２６年度柳津町国民健康保険特別会計予算、

議案第３７号、平成２６年度柳津町後期高齢者医療特別会計予算、

議案第３８号、平成２６年度柳津町介護保険特別会計予算、

議案第３９号、平成２６年度柳津町簡易水道事業特別会計予算、

議案第４０号、平成２６年度柳津町町営スキー場事業特別会計予算、

議案第４１号、平成２６年度柳津町農業集落排水事業特別会計予算、

議案第４２号、平成２６年度柳津町下水道事業特別会計予算、

議案第４３号、平成２６年度柳津町簡易排水事業特別会計予算、

議案第４４号、平成２６年度柳津町林業集落排水事業特別会計予算については、原案どおり可決すべきものと決定しました。

また、意見として別紙のとおり報告いたします。

平成２６年３月１４日

柳津町議会予算特別委員会

委員長　　鈴　木　吉　信

柳津町議会議長　田　﨑　為　浩　殿

以上です。

○議長

ただいまの予算特別委員会委員長の報告は、予算案について修正であります。

お諮りいたします。

予算特別委員会修正案の「平成２６年度柳津町一般会計予算」について、委員長報告のとおり修正することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案についてお諮りいたします。

修正議決を除く部分は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、修正議決した部分を除く議案第３４号「平成２６年度柳津町一般会計予算」、議案第３５号「平成２６年度柳津町土地取得事業特別会計予算」、議案第３６号「平成２６年度柳津町国民健康保険特別会計予算」、議案第３７号「平成２６年度柳津町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第３８号「平成２６年度柳津町介護保険特別会計予算」、議案第３９号「平成２６年度柳津町簡易水道事業特別会計予算」、議案第４０号「平成２６年度柳津町町営スキー場事業特別会計予算」、議案第４１号「平成２６年度柳津町農業集落排水事業特別会計予算」、議案第４２号「平成２６年度柳津町下水道事業特別会計予算」、議案第４３

号「平成２６年度柳津町簡易排水事業特別会計予算」、議案第４４号「平成２６年度柳津町林業集落排水事業特別会計予算」については、予算特別委員会委員長の報告のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第２、報告第１号「産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長、横田善郎君。

○産業厚生常任委員会委員長（登壇）

報告第１号

産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告

平成26年第１回柳津町議会定例会において、本委員会に付託された請願第１号については、平成26年３月12日、関係課長の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査いたしました。その結果、下記のとおり全委員の一致した結論に達しましたので、報告します。

記

１．請願第１号「ＴＰＰ交渉に関する意見書の提出を求める請願」については、請願の趣旨を十分尊重し、採択の上、議長名をもって関係機関へ提出書を提出すべきものと決しました。

以上、報告します。

平成２６年３月１４日

柳津町議会産業厚生常任委員会

委員長　　横　田　善　郎

柳津町議会議長　田　﨑　為　浩　殿

○議長

お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、産業厚生常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第３、報告第１号「総務文教常任委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

総務文教生常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、鈴木吉信君。

○総務文教常任委員会委員長（登壇）

報告第１号

総務文教常任委員会付託案件審査結果報告

平成26年第１回柳津町議会定例会において、本委員会に付託された請願第２号については、平成26年３月12日、関係課長の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査いたしました。その結果、下記のとおり全委員の一致した結論に達しましたので、報告します。

記

１．請願第２号「特定秘密保護法の制定に反対し、撤回を求める意見書の提出を求める請願」については、諸情勢に鑑み、不採択とすべきものと決しました。

以上、報告いたします。

平成２６年３月１４日

柳津町議会総務文教常任委員会

委員長　　鈴　木　吉　信

柳津町議会議長　田　﨑　為　浩　殿

以上です。

○議長

お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、総務文教常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第４、議案第１号「柳津町中学校適正配置等審議会条例の制定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

皆さん、おはようございます。

議案第１号「柳津町中学校適正配置等審議会条例の制定について」提案理由の説明をいたします。

本案は、中学校適正配置等を審議する審議会を設置するため、本条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、教育課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

議案第１号「柳津町中学校適正配置等審議会条例の制定について」、補足してご説明申し上げます。

第１条の設置についてでございますが、地方自治法第138条の４第３項に基づき、執行機関の付属機関として調査審議をする審議会の設置でございます。

第２条、所掌事務については、柳津町の中学校の適正配置等に関する重要な事項について、町長の諮問に応じ調査審議し、答申するものでございます。

以下、第３条で組織、第４条で委員の任期、第５条で会長、副会長の職務、第６条で会議、第７条で庶務、第８条で補則についての規定内容でございます。

なお、公布の日から施行ということで、柳津町の中学校のあり方についての教育委員会基本方針を踏まえて、今後町としてどのように進めていくかなどについて審議していただきたいということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第１号「柳津町中学校適正配置等審議会条例の制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第５、議案第２号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第２号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、審議会等新たな設置要綱等の制定に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第２号について説明をいたします。

４ページをお開きください。

議案第２号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例」について説明をいたします。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

次の５ページをお開きください。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。この改正につきましては、別表第１に次のように加える改正となります。洪水対策情報連絡協議会委員7,000円、子ども・子育て会議会長7,500円、同委員7,000円、中学校適正配置等審議会会長7,500円、同委員7,000円とするものであります。

附則としまして、この条例は平成26年４月１日から施行するものであります。

改正内容でありますが、本案につきましては、只見川流域の洪水対策のため、情報収集と交換及び調査検討をする柳津町洪水対策情報連絡協議会、子供・子育て支援に関する事業について調査審議する柳津町子ども・子育て会議、それから中学校の適正配置等について調査審議をする柳津町中学校適正配置等審議会を設置するため、委員及び会長の日額報酬等を別表第１に加える条例の一部改正となります。

以上であります。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第２号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第６、議案第３号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につい

て」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第３号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、近年の社会経済情勢と財政状況を踏まえ町長等の給与を削減するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第３号、６ページであります。

議案第３号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」について説明をいたします。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

次のページをお開きください。７ページであります。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。附則に次の１項を加える。附則第25項を加える改正となります。

附則第25項の内容でありますが、社会経済情勢と財政状況を踏まえ、町長及び副町長の給料月額を、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間、減額するための条例の一部改正であります。町長については、給料月額を10％減額し、減額額は月額で７万3,900円、年額で88万6,800円の減額となります。副町長については、給料月額を５％減額し、減額額は月額で２万9,900円、年額で35万8,800円の減額となります。

附則としまして、この条例は平成26年４月１日から施行する。

以上であります。

○議長

これより質疑を許します。

６番、横田善郎君。

○６番

前にお願いしたと思うんですが、給料を下げるとか、下げないとかは別にしまして、妥当な資本的な報酬が幾らなのか。これは内部なり、あるいは特別職の報酬審議会等に一度意見を聞くべきでないかというような意見を申し上げましたが、それを内部で検討したことがあるのか、あるいは報酬審議会等を開催する予定があるのか、ないのか、あるいはしたのか、それについてお伺いいたします。

○議長

総務課長。

○総務課長

横田議員から以前にご質問をいただいております。そのときにもお答えしましたが、給料を上げる、下げるだけではなくて、この給料が適正であるかどうかというものに対して報酬等審議会を開催していきたいということで検討をしております。

○議長

６番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第３号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第７、議案第４号「柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一

部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第４号「柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、近年の社会経済情勢と財政状況を踏まえて教育長の給与を削減するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

８ページをお開きください。

議案第４号「柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」について説明をいたします。

柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

次のページをお開きください。

柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例。柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。附則に次の１項を加える改正であり、附則第19項を加える改正であります。

改正内容につきましては、前議案と同様でありますが、教育長の給料月額を平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間、５％減額する条例の一部改正であります。減額額は、月額２万7,800円、年額で33万3,600円の減額となります。

附則としまして、この条例は平成26年４月１日から施行する。

以上であります。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第４号「柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第８、議案第５号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第５号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、最近のガソリン価格を踏まえた福島県人事委員会勧告を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

10ページをお開きください。

議案第５号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について説明をいたします。

職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

次のページをお開きください。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第12条第２項第２号中「４万7,700円」を「５万400円」に改める。

改正内容でありますが、福島県人事委員会の勧告及び最近のガソリン価格の変動を踏まえた通勤手当の改正であります。本条例第12条第２項第２号で定めます通勤のために自動車等を専ら使用する場合の通勤距離を踏まえ、距離に応じた支給限度額を改正するものであります。なお、通勤距離ごとの詳細の改正につきましては、職員の給与の支給に関する規則のほうで定めてまいります。

附則としまして、この条例は平成26年４月１日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第５号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第９、議案第６号「柳津町つきみが丘町民センター条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第６号「柳津町つきみが丘町民センター条例の一部を改正する条例について」提案理

由の説明をいたします。

本案は、消費税率の引き上げに伴い所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

12ページをお開きください。

議案第６号「柳津町つきみが丘町民センター条例の一部を改正する条例」について説明をいたします。

柳津町つきみが丘町民センター条例の一部を別紙のとおり改正する。

次のページをお開きください。

柳津町つきみが丘町民センター条例の一部を改正する条例。柳津町つきみが丘町民センター条例の一部を次のように改正する。別表を別紙のように改める。

附則につきましては、この条例は平成26年４月１日から施行する。

改正内容につきましては、次のページをお開きください。

公共施設の使用料等の改定についてでありますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税の一部を改正する法律等により、消費税及び地方消費税の税率について平成26年４月１日から３％引き上げられることによるものであります。

公共施設の使用料とは、施設ごとに各条例で定められており、利用者等から徴収することとし、現在の使用料等は消費税を含んだ取り扱いとなっております。総務省自治行政局行政課長通知の中で、技術的助言でありますが、公の施設の使用料については消費税率引き上げに伴い、消費税が円滑かつ適正に添加されるよう使用料の改正に係る条例改正等の措置を講じられたいということで、平成25年12月４日付で通知が来ております。今回、公共施設の使用料等について、消費税率引き上げ分の３％を転嫁をさせていただく条例の改正についてお願いをするものであります。

14ページでありますが、別表第７条関係を改正するものです。現行の利用料金に消費税率３％を転嫁させていただく条例の改正内容であります。内容につきましては、宿泊料、会場使用料、入湯料につき、おのおの３％転嫁する内容でありますが、現行の利用料金を1.05で

除して1.08を乗じて10円未満については切り捨てをした料金設定の内容であります。今回、ここの表の中で改正になっていないものにつきましては、会場使用料の和室100円、それから入湯料の料金の中で200円、300円、この３点が現行の料金のままとなっております。

附則につきましては、冒頭に申し上げました平成26年４月１日から施行させていただく内容であります。

以上で説明を終わります。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第６号「柳津町つきみが丘町民センター条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第１０、議案第７号「柳津町地域住民交流センター条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第７号「柳津町地域住民交流センター条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、消費税率の引き上げに伴い所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

15ページをお開きください。

議案第７号「柳津町地域住民交流センター条例の一部を改正する条例」について説明をいたします。

柳津町地域住民交流センター条例の一部を別紙のとおり改正する。

次のページをお開きください。

柳津町地域住民交流センター条例の一部を改正する条例。柳津町地域住民交流センター条例の一部を次のように改正する。別表を別紙のように改める。

附則としまして、この条例は平成26年４月１日から施行する。

改正内容については、次のページをお開きください。

別表第７条関係を改正するものであります。本案につきましても、消費税率３％引き上げに伴い３％を転嫁させていただく条例の一部改正になります。柳津町地域住民交流センター使用料の１階、２階、ホール１、ホール２、和室１、和室２、ホールについて料金の改定、消費税の転嫁をさせていただくものであります。ここで改定になっておりませんのは、追加料金の300円、ここの１カ所が現行の料金のままであります。

以上で説明を終わります。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第７号「柳津町地域住民交流センター条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第１１、議案第８号「柳津町西山温泉山村公園条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第８号「柳津町西山温泉山村公園条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、消費税率の引き上げに伴い所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、地域振興課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

議案第８号「柳津町西山温泉山村公園条例の一部を改正する条例」について、補足して説明いたします。

19ページをお開きください。

柳津町西山温泉山村公園条例の一部を改正する条例。柳津町西山温泉山村公園条例の一部を次のように改正する。別表を別紙のように改める。

20ページをお開きください。

本改正につきましては、消費税率の引き上げに伴い、西山温泉山村公園の利用料金について改正するものであります。別表第６条関係でありますが、会場使用料、下の表の入湯料、それぞれにつきまして現行５％の税率を８％に置きかえて算定したものでありまして、10円未満の端数は切り捨てております。

なお、附則としまして今回の改正条例は平成26年４月１日から施行するものであります。

以上です。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第８号「柳津町西山温泉山村公園条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第１２、議案第９号「柳津町観光物産館条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第９号「柳津町観光物産館条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、消費税率の引き上げ及び電気自動車充電器の利用料金を追加するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、地域振興課長より説明させますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

議案第９号「柳津町観光物産館条例の一部を改正する条例」について、補足して説明いたします。

22ページをお開きください。

柳津町観光物産館条例の一部を改正する条例。柳津町観光物産館条例の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。

本改正につきまして、消費税率の引き上げに伴い利用料金の改正を行うものでありまして、別表第６条関係、観光物産館利用料金、会議室、研修室、それぞれの利用料金について現行５％を８％に置きかえて算定したものであり、10円未満につきましては切り捨てております。

なお、下段の表の電気自動車急速充電器利用料金については、新規でありまして、現状の電気自動車の普及状況、あるいは社会情勢等に対応するため、現在整備中の充足設備についての利用料金を設定するものであります。設定内容につきましては、算定時間を30分としまして500円という利用料金であります。

附則としまして、この条例は平成26年４月１日から施行するものであります。

以上です。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第９号「柳津町観光物産館条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第１３、議案第１０号「柳津町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第１０号「柳津町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、消費税率の引き上げに伴い所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

23ページをお開きください。

議案第１０号「柳津町行政財産使用料条例の一部を改正する条例」について説明をいたします。

柳津町行政財産使用料条例の一部を別紙のとおり改正する。

次のページをお開きください。

柳津町行政財産使用料条例の一部を改正する条例。柳津町行政財産使用料条例の一部を次のように改正する。別表第１の備考中「100分の105」を「100分の108」に改める。別表第２の備考以外の部分中「100分の105」を「100分の108」に改め、同表備考３中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附則としまして、この条例は平成26年４月１日から施行することとします。

改正内容についてでありますが、本案も消費税率の３％引き上げに伴う条例の一部改正であります。別表第１については土地についての規定であります。土地について非課税扱いになりますが、使用期間が１カ月に満たない場合については課税対象になるという消費税法の規定がございますので、ここについて100分の８に改めるものであります。別表第２につきましては、建物及び建物の敷地についての規定であり、別表中の100分の５及び備考３にある105を108に改めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第１０号「柳津町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第１４、議案第１１号「柳津町健康福祉プラザ銀山荘条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第１１号「柳津町健康福祉プラザ銀山荘条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、消費税率の引き上げに伴い所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第１１号、25ページをお開き願いたいと思います。

「柳津町健康福祉プラザ銀山荘条例の一部を改正する条例」であります。別紙のように改正をしていきたいと思います。

26ページをお開き願いたいと思います。

柳津町健康福祉プラザ銀山荘条例の一部を改正する条例であります。一部を次のように改

正いたします。別表を別紙のように改めさせていただきたいと思います。

附則といたしましては、この条例は平成26年４月１日から施行するものといたします。

27ページをお開き願いたいと思います。

別表の第６条の関係等の改正であります。現行５％より消費税８％の値上げの中であります。柳津町健康福祉プラザ銀山荘の利用料金であります。娯楽室等、研修、多目的の関係等であります。これらの中で変わらない部分については、追加料金のほうの娯楽室の２番目の300円と研修室の追加料金の150円であります。入湯料関係等でありますが、これについても１回と終日の300円と200円の分については変わらないというようなことになっております。これらについての施行については、平成26年４月１日からの施行といたします。

以上で説明を終わります。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第１１号「柳津町健康福祉プラザ銀山荘条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第１５、議案第１２号「柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第１２号「柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」提案理由の

説明をいたします。

本案は、消費税率の引き上げに伴い所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第１２号「柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例」について、補足して説明いたします。

柳津町簡易水道事業給水条例の一部を別紙のとおり改正する。

29ページをお願いします。

柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例。柳津町簡易水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

この条例は、消費税法、地方税法等の一部改正により、消費税の課税対象となる加入金、使用料、登録手数料を改正するものであります。また、現在統合事業を実施している大成沢簡易水道と胄中簡易水道について、事業統合が認可されたため所要の改正を行うものであります。

第５条第２項中「８万4,000円」を「８万6,400円」に改める。これは加入金の改正であります。第23条中「100分の105」を「100分の108」に改める。これは水道使用料金の率の改正であります。第29条第１項中「１万500円」を「１万800円」に改める。これは指定給水装置工事事業者の指定登録手数料の改正であります。別表第１、別表第２については、共に表中の胄中簡易水道の項を削り、大成沢簡易水道の項を大成沢・胄中簡易水道に改める。これは大成沢・胄中簡易水道の事業統合による認可の内容に合わせ改正するものであります。別表第１は、第２条に係る給水区域の改正で、表記の名称、計画給水人口、日最大給水量、給水区域を改正するものであります。別表第２は、第23条の料金に係る改正で、表中の施設の名称を改正するものであります。

附則としまして、この条例は平成26年４月１日から施行する。２、施行日前から継続して給水している水道の使用料で、施行日前から平成26年４月30日までの間に料金の支払いを受ける権利の確定されるものにかかわる料金については、なお、従前の例による。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第１２号「柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第１６、議案第１３号「柳津町森林公園設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第１３号「柳津町森林公園設置条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、消費税率の引き上げに伴い所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、地域振興課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

議案第１３号「柳津町森林公園設置条例の一部を改正する条例」について、補足して説明

いたします。

31ページをお開きください。

柳津町森林公園設置条例の一部を改正する条例。柳津町森林公園設置条例の一部を次のように改正する。別表を別紙のように改める。

32ページをお開きください。

本改正につきましては、消費税率の引き上げに伴い、森林公園施設、用具等の利用料金について改正するものであります。内容につきましては、別表第７条関係、オートキャンプ場から別表のそれぞれの料金につきまして現行の５％を８％に置きかえて算定し直したものであり、10円未満のものについては端数を切り捨てているものであります。

なお、附則としまして、この一部改正の条例につきましては平成26年４月１日から施行するものであります。

以上です。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第１３号「柳津町森林公園設置条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

ここで暫時休議をいたします。

再開を11時10分といたします。（午前１０時５６分）

○議長

それでは、議事を再開いたします。（午前１１時１０分）

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第１７、議案第１４号「柳津町国民健康保険診療所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第１４号「柳津町国民健康保険診療所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、消費税率の引き上げに伴い所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第１４号「柳津町国民健康保険診療所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」について、補足して説明をいたします。

34ページをお開き願いたいと思います。

柳津町国民健康保険診療所の使用料及び手数料の一部を次のように改正したいと思っております。第２条第２項の第１号中「1,050円」を「1,080円」に、「520円」を「540円」に、これは普通診断書関係等であります。２通目よりは540円にというようなことでなってまいります。同項第２号中の「3,150円」を「3,240円」に、「1,050円」を「1,080円」に、これは特別診断書等の内容等であります。

附則といたしまして、この条例は平成26年４月１日より施行するものといたします。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第１４号「柳津町国民健康保険診療所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第１８、議案第１５号「柳津町農業集落排水処理施設等設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第１５号「柳津町農業集落排水処理施設等設置条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、消費税率の引き上げに伴い所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第１５号「柳津町農業集落排水処理施設等設置条例の一部を改正する条例」について、補足して説明いたします。

柳津町農業集落排水処理施設等設置条例の一部を別紙のとおり改正する。

36ページをお願いします。

柳津町農業集落排水処理施設等設置条例の一部を改正する条例。柳津町農業集落排水処理施設等設置条例の一部を次のように改正する。これは、消費税法、地方消費税法等の一部改

正により、消費税の課税対象となる加入負担金、使用料、手数料を改正するものであります。第８条第１項中「消費税法第29条に規定する税率に１を加えた率」を「1.08」に改める。これは、下水道使用料金の率の改正であります。消費税を示すものとして具体的な割合を定めております。第10条第１項中「16万8,000円」を「17万2,800円」に改める。これは加入金の改正であります。第11条中「１万500円」を「１万800円」に改める。これは指定工事店の登録及び責任技術者認定に係る手数料の改正であります。

附則といたしまして、この条例は平成26年４月１日から施行する。２、施行日前から継続して排水している下水道の使用で施行日前から平成26年４月30日までの間に料金の支払いを受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第１５号「柳津町農業集落排水処理施設等設置条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第１９、議案第１６号「柳津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第１６号「柳津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」提案理由の説

明をいたします。

本案は、福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例に伴い、占用料の見直し及び占用料許可物件の追加並びに消費税率の改定のため、条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第１６号「柳津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」について、補足して説明いたします。

柳津町道路占用料徴収条例の一部を別紙のとおり改正する。

38ページをお願いします。

柳津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。柳津町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。これにつきましては、消費税法、地方税法の一部改正及び道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、消費税率及び地方消費税率の改正等、所要の改正を行うものであります。内容としましては、消費税の課税対象となる占用料の額を改定すること、その他所要の規定の整備を行うものであります。

なお、この条例の改正につきましては、福島県道路占用料徴収条例に準拠して改正するものであります。

第２条第２項第２号中「道路法第35条に規定する事業（道路法施行令第18条に規定する事業を除く。）又は、」を削る。第２条第２項は道路占用料の特例等を規定したものでありますが、道路法第35条は、国の行う事業のための占用の特例でありまして、「地方財政法第６条に規定する公営企業以外の国及び地方公共団体の行う事業の占用料は、道路法第39条第１項により徴収することができない」とされていることから、特例として規定する必要がなくなったことによる削除であります。

別表を次のように改める。別表は道路占用料の額を規定したものでありますが、改正内容といたしましては、次の39ページから40ページにかけまして道路法第32条第１項第５号に掲げる施設の地下街及び地下室で階数が１階のものについては、占用料の率を0.04から0.004に、階数が２階のものにつきましては0.07から0.007に、階数が３階以上のものにつきまし

ては0.08から0.008に改正するものであります。

同じく40ページの下の段でございますが、道路法施行令第７条第１号に掲げる物件のうち、幕において括弧として対象から除くものとして規定がありますが、その除くものにつきまして道路法施行令「第７条の２号」が「第７条４号」に改正となります。

41ページから42ページでありますが、道路法施行令の改正により、道路法施行令第７条第２号と第３号の施設等が新たに追加され、第２号については、太陽光発電設備及び風力発電設備、第３号については、津波からの一次的な避難場所として機能を有する堅固な施設となっております。

また、改正前の道路法施行令第７条第２号から第11号について、それぞれ第４号から第13号に改正となっております。このため、別表についても改正を行っております。

最後、一番下でありますが、別表中「1.05」を「1.08」に改める。これは、別表にあります備考の欄のそれぞれの率の改正であります。

なお、表中で消費税率の改正により占用料金が増額するものはございません。

附則といたしまして、この条例は平成26年４月１日から施行する。ただし、第２条の改正規定は公布の日から適用する。２につきましては、経過措置でございます。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第１６号「柳津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第２０、議案第１７号「柳津町下水道条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第１７号「柳津町下水道条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、消費税率の引き上げに伴い所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第１７号「柳津町下水道条例の一部を改正する条例」について、補足して説明いたします。

柳津町下水道条例の一部を別紙のように改正する。

44ページをお願いします。

柳津町下水道条例の一部を改正する条例。柳津町下水道条例の一部を次のように改正する。この条例は消費税法、地方税法等の一部改正により、消費税の課税対象となる加入金、使用料、手数料を改正するものであります。第19条中「1.05」を「1.08」に改める。これは下水道使用料金の率の改正であります。第21条第１項第１号中「10,500円」を「10,800円」に改め、同項第２号中「5,250円」を「5,400円」に改める。第１号につきましては、排水設備指定工事店の指定手数料の改正であります。第２号については、排水設備指定工事店の指定更新手数料の改正であります。第22条第１項中「16万8,000円」を「17万2,800円」に改める。これは加入金の改正であります。

附則といたしまして、この条例は平成26年４月１日から施行する。２、施行日前から継続して排水している下水道の使用で施行日前から平成26年４月30日までの間に料金の支払いを受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第１７号「柳津町下水道条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第２１、議案第１８号「柳津町公立学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第１８号「柳津町公立学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、消費税率の引き上げに伴い所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、教育課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

議案第１８号「柳津町公立学校施設使用料条例の一部を改正する条例」について、補足してご説明申し上げます。

46ページをお開きください。

柳津町公立学校施設使用料条例の一部を次のように改正する。

次のページをごらんください。

平成26年４月よりの消費税率引き上げに伴い、学校施設使用料を定めている別表の改正でございます。改正部分につきましては、町立小中学校屋内運動場、体育館になりますが、全面使用の通常料金について600円を610円に、照明使用時料金について800円を820円に、半面使用料金を500円を510円に改正するもの、それから町立小中学校屋外運動場、グラウンドですが、全面使用時の料金600円を610円に改正するものでございます。

なお、平成26年４月１日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第１８号「柳津町公立学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第２２、議案第１９号「柳津町地域活性化施設やないづふれあい館条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第１９号「柳津町地域活性化施設やないづふれあい館条例の一部を改正する条例につ

いて」提案理由の説明をいたします。

本案は、消費税率の引き上げに伴い所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、公民館長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

公民館長。

○公民館長（登壇）

議案第１９号「柳津町地域活性化施設やないづふれあい館条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

49ページをお開きください。

柳津町地域活性化施設やないづふれあい館条例の一部を改正する条例。柳津町地域活性化施設の一部を別紙のように改正いたします。

50ページをお開きください。

使用料、やないづふれあい館の使用料の消費税５％から８％に伴う改正でございます。全施設改正となっております。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第１９号「柳津町地域活性化施設やないづふれあい館条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第２３、議案第２０号「やないづ町立齋藤清美術館条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第２０号「やないづ町立齋藤清美術館条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、消費税率の引き上げに伴い所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、教育課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

議案第２０号「やないづ町立齋藤清美術館条例の一部を改正する条例」について、補足してご説明申し上げます。

52ページをごらんください。

やないづ町立齋藤清美術館条例の一部を次のように改正する。

消費税率引き上げに伴い、観覧料を定めている別表第１、大人の個人の観覧料について500円を510円に、大人の団体の観覧料につきまして400円を410円に改めるものでございます。それから、美術館を使用する場合の使用料金を定めております別表第２中、多目的コーナーの使用料金につきまして、午前９時から正午まで1,500円を1,540円に、正午から午後４時30分までを2,000円を2,050円に、午前９時から午後４時30分まで3,500円を3,600円に改正するものでございます。同じく別表第２中の体験学習室は、第２展示室として使用しておりますので、別表から削除するものでございます。

平成26年４月１日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第２０号「やないづ町立齋藤清美術館条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第２４、議案第２１号「やないづ町立齋藤清アトリエ館条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第２１号「やないづ町立齋藤清アトリエ館条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、消費税率の引き上げに伴い所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、教育課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

議案第２１号「やないづ町立齋藤清アトリエ館条例の一部を改正する条例」について、補足してご説明申し上げます。

54ページをお開きください。

やないづ町立齋藤清アトリエ館条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、消費税率引き上げに伴いまして、アトリエ館の町民ギャラリー使用料を定めている別表第１について、午前９時から正午まで、正午から午後４時30分まで、午後４時30分から午後９時まで、それぞれ500円としていたものをそれぞれ510円に改正し、午前９時から午後９時まで1,500円を1,540円に改正するものでございます。

なお、平成26年４月１日から施行するものであります。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第２１号「やないづ町立齋藤清アトリエ館条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第２５、議案第２２号「柳津町運動公園条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第２２号「柳津町運動公園条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、消費税率の引き上げに伴い所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、公民館長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

公民館長。

○公民館長（登壇）

議案第２２号「柳津町運動公園条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

56ページをお開きください。

柳津町運動公園条例の一部を次のように改正する。別表を別紙のように改める。

附則といたしまして、この条例は平成26年４月１日より施行いたします。

57ページをお開きください。

別表、運動公園使用料であります。改定されるものについて申し上げます。体育館、一団体当たり団体料金、通常料金600円を610円に、全面専用使用、800円を820円に、同じく団体、半面専用使用500円を510円に。

次に58ページをお開きください。

庭球場１コート当たり、小・中学生、これは照明料でありますが750円を770円に、同じく庭球場１コート、一般（高校生以上）1,000円を1,020円に、球場、１人当たり小・中学生550円を560円に、これは全面の照明料であります。同じく一般（高校生以上）600円を610円に、同じく一団体、専用使用600円を610円に、照明料、3,600円を3,700円に、同じく１部、通常300円であります。これは改正ございません。照明、1,800円を1,850円に改めるものでございます。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第２２号「柳津町運動公園条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第２６、議案第２３号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第２３号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」提案理由の説明をいたします。

本案は、辺地に係る総合整備計画の内容変更に伴い、提案するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、60ページをお開きください。

議案第２３号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」説明をいたします。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第８項の規定に基づき、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更するものとする。

内容でありますが、本案につきましては、平成25年３月議会定例会で平成25年度から平成27年度までの辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について議決をいただきました。今回、猪鼻辺地、それから西山西部辺地及び西山東部辺地につきまして変更が生じたことによるものであります。

62ページ、63ページをお開きください。

62ページが猪鼻辺地の内容であります。63ページが変更の比較表になってまいります。63ページで申し上げます。スクールバス整備事業、大野新田・長窪線14人乗り１台、スクール

バスの老朽化に伴う更新を行うためということで、変更させていただきます。大野新田・長窪線のスクールバスでありますが、現在約20万キロの走行距離でありまして、スクールバスのエンジン等にふぐあいが出ておりまして、安全性確保のために整備をするものであります。

次に、65、66ページをお開きください。

65ページが西山西部辺地であります。西山西部辺地の全体は65ページにあります。変更の対比表でありますが、内容につきましては琵琶首地区集会所新築事業、木造平屋建て１棟であります。変更理由につきましては、地区集会施設の老朽化に伴う施設の更新を行うためになっております。現在の地区集会所につきましては、昭和35年に建築されておりまして、平成８年に一部改修が行われておりますが、地域コミュニティーの場として、それから災害拠点の場として新たに整備をするものであります。

次に、68、69ページであります。

68ページにつきましては、西山東部辺地になってまいります。69ページが変更の対比表になってまいります。町道五畳敷大成沢線整備事業につきまして、延長と金額を変更させていただくものであります。内容につきましては、四ツ谷沢中地内における工事の延長に変更が生じたためであります。

なお、スクールバス整備事業につきましては、26年度で整備をいたします。それから、琵琶首地区の集会施設につきましては26、27年度で整備をしてまいります。それから、町道五畳敷大成沢線の整備事業につきましては、25年度から27年度までの３カ年の事業になってまいります。

以上で説明を終わります。

○議長

これより質疑を許します。

６番、横田善郎君。

○６番

今ほどの猪鼻辺地の中で、スクールバス、333万6,000円については、26年度でバスを購入すると今説明されましたが、予算書のほうを見ますと397万6,000円が予算化されているんですが、これは業務を遂行するのに支障はないんでしょうか。

○議長

答弁を求めます。教育課長。

○教育課長

バスの購入費としましては、397万6,000円ということで予算を見ております。この辺地との差額については、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長

６番、横田善郎君。

○６番

私が心配しますのは、教育委員会よりも総務課のほうでも起債や何かに、この辺地計画の内場でしか事業執行はできないのではないかと思いますので、これらについて整合性といいますか、そういったものについては検討する余地があるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長

総務課長。

○総務課長

今回の辺地の対比表にあります333万6,000円につきましては、辺地対象事業費のみ計上させていただいております。

○議長

６番、横田善郎君。

○６番

支障ないとすれば、やはり普通ですと計画書のほう、いわゆる辺地計画書、あるいは過疎計画書のほうを多くしておくのが通常だと思うんですが、バス購入代としてのほうが多いというのも、何か実施に当たってはいろいろ町が損失をこうむることもあるかと思いますので、その辺については十分検討していただきたいと思います。

○議長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第２３号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第２７、議案第２４号「町道路線の認定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第２４号「町道路線の認定について」提案理由の説明をいたします。

本案は、町道路線の認定について、道路法の規定に基づき提案するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第２４号「町道路線の認定について」補足して説明いたします。

道路法第８条第２項の規定により、別紙とおり認定するものとする。

71ページをお願いします。

町道認定調書。路線番号4038、路線名、琵琶首南線。起点、大字琵琶首字居平194、終点、大字琵琶首字居平117－１。道路幅員といたしましては5.1から11.4でございます。道路の延長、96.9メーター、うち道路実延長96.9メーター、橋梁延長ゼロでございます。

本路線は、琵琶首地区の旧道柳津昭和線がバイパス化されましたので、琵琶首地区集落内から柳津昭和線への取付道路について新たに町道に認定するものであります。場所につきましては、72ページの琵琶首集落から上に上がるところに赤い線で印をしております箇所でございます。

以上です。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第２４号「町道路線の認定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第２８、議員提出議案第１号「ＴＰＰ交渉に関する意見書の提出について」を議題といたします。

お諮りします。

議員提出議案第１号「ＴＰＰ交渉に関する意見書の提出について」は、内容を具備しておりますので、提案者の説明及び質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

お諮りいたします。

本議会の各常任委員会は、４月から５月に所管事務調査をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、ただいまのとおり決定いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、お諮りいたします。

町長から、議案第４５号「平成２５年度柳津町一般会計補正予算」、議案第４６号「平成２５年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」、議案第４７号「平成２５年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」、議案第４８号「平成２５年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第１、追加日程第２、追加日程第３、追加日程第４として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第４５号、議案第４６号、議案第４７号、議案第４８号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

ここで暫時休議をいたします。

再開を午後１時といたします。（午前１１時５５分）

○議長

それでは、議事を再開いたします。（午後１時００分）

◇　　◇　　◇

○議長

お諮りいたします。

議案第４５号、議案第４６号、議案第４７号、議案第４８号については、いずれも関連がありますので、一括上程し議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、追加議案の説明を申し上げます。

議案第４５号「平成２５年度柳津町一般会計補正予算について」提案理由の説明をいたします。

本案は、歳出予算の補正であります。

次に、議案第４６号「平成２５年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、歳出予算の補正であります。

次に、議案第４７号「平成２５年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第４８号「平成２５年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第45号から議案第48号まで説明をいたします。

１ページをお開きください。

議案第４５号「平成２５年度柳津町一般会計補正予算（第７号）」であります。本案は歳出補正であります。

４ページをお開きください。

歳出であります。衛生費、保健衛生費、環境衛生費で33万8,000円の増となり、内容につきましては繰出金、簡易水道事業特別会計繰出金33万8,000円であります。

次に、予備費、予備費、予備費で38万8,000円の減となります。

次のページをお開きください。

議案第４６号「平成２５年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算（第６号）」であります。本案も歳出補正であります。

８ページをお開きください。

歳出であります。保険給付費、一般被保険者療養諸費、一般被保険者療養給付費で500万円の増となり、負担金補助及び交付金、一般給付金で500万円の増であります。26年１月、２月分の医療費を月額2,460万円で見込み、３月補正で1,420万円の補正をお願いいたしましたが、１月分の請求、３月６日に国保連合会から通知が入りました。2,900万円以上の請求となり２月診療分が不足するおそれとなりましたので、今回補正をお願いするものであります。

次に、保険給付費、一般被保険者高額療養費、一般被保険者高額療養費で90万円の増となり、負担金補助及び交付金で一般被保険者高額療養費90万円の増であります。ここも同じく３月６日の請求によりまして、90万円の不足が生じたものであります。

次に、保険給付費、退職被保険者等高額療養費、退職被保険者等高額療養費で90万円の減であります。負担金補助及び交付金、退職被保険者等高額療養費で90万円の減であります。

次のページをお開きください。

後期高齢者支援金等、後期高齢者支援金等、後期高齢者支援金等は財源補正であります。ここにつきましては、療養給付費交付金の増となります。

次に、予備費、予備費、予備費で500万円の減であります。

次のページです。

議案第４７号「平成２５年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）」であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億7,162万8,000円とするものであります。

15ページをお開きください。

歳入であります。繰入金、繰入金、一般会計繰入金で33万8,000円の増であります。

次のページをお開きください。

歳出であります。公債費、公債費、元金で33万8,000円の増となり、償還金利子及び割引料で33万8,000円の増であります。ここにつきましては、年に２回の支払いでありますが、９月の支払いの時点で不足を判断すべきところでありましたが、判断不足があったために今

回補正をお願いするものであります。ここにつきましては、予備費充当につきましては突発的な修繕への対応が難しくなるために、今回補正をお願いをするものであります。

次に、議案第４８号「平成２５年度柳津町下水道事業特別会計補正予算（第５号）」であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,707万9,000円とするものであります。

22ページをお開きください。

歳入であります。分担金及び負担金、負担金、加入負担金で16万8,000円の増であります。公共下水道加入負担金であります。ここにつきましても、補正予算後に下水道加入がありまして、今回歳入の補正をさせていただきます。

次のページをお開きください。

歳出であります。総務費、総務管理費、施設管理費で16万8,000円の増で、積立金、公共下水道整備基金元金積立金16万8,000円の増であります。歳出予算の中に基金積立金の予算がなく、今回積み立てをするに当たり補正予算をお願いするものであります。ここにつきましても、予備費が少なく、今後の突発的な事案に対応するために予備費を残しておきたいということで、今回補正をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長

これより質疑を許します。

６番、横田善郎君。

○６番

それでは、何点かお伺いしたいと思いますが、まずこの事案については、総務課長の今の説明のとおり、６日に全て一度審議して熟知している項目であります。それで、この案件が議会にかけない方策はなかったのか、あるいは事務的に処理はできなかったのか、その２点の観点から少しお伺いしたいと思います。

まず、９ページですか、この国保会計については必要性が、予想以上の請求があったというようなことで、2,420万円のほかにさらに500万円追加になったと。そして、これ予備費から500万円を流用しているわけですが、この90万円というの、590万円で流用すればこの議会に提案する必要もなかったのではないかという思いもするんですが、形、恰好は悪くなるかもしれません、この90万円について、残が残ると。しかしながら、590万円、予備費が十分

流用できる範囲であると思うんです。この辺について検討されたのか、どうなのか。

それから、15ページについても、いわゆる一般会計のほうの繰り入れしながら33万8,000円を。しかし、予備費に61万7,000円あったわけなんです。確かに突発的な修繕が出たら、この予備費がなくて、そのときまで。しかしながら、流用とか何かとか目内の予算とかも考慮された上で、30万円も残るくらいの中、ですから十分修繕にも対応できるような気もするんですが、その辺も対応された上なのか、お伺いしたいと思います。そうしますと、予備費でやれば何も一般会計に影響される必要もなかったではないかというような思いもするんですが、内容についてお聞かせ願いたいと思います。

さらに、下水道についても、これも同じように22ページ、３月中に加入者負担金があったんだと。これらについて加入金は幾ら予算がふえても別に収入のほうは構わないと思うんですが、問題は積立金のほうだと思うんですが、これは加入金見合いの分を基金のほうに積み立てしたいというような、今までの慣習のとおりにしたいというような意向でこのようになったとは思うんですが、これも予備費が11万5,000円あるんですよね。そうすると３万幾ら残ると。これらについても先ほどの予算内容から見て、突発的なものが起きる、これは可能性だけですので、対応できなかったのはどうなのか。できた段階で検討はできなかったのかどうなのか。４月になっても何でかんで３月にやらなくてはならなかったのかどうなのかも考えもある気もしますし、それでなおかつ、これについては、加入金は協定起こして４月に入っても、ということは未収金として繰り越しても、26年度予算に入れてもおかしくなかったような気もするんですが、またさらに、積立金のほうについても26年度予算ではいっぱい持っていますので、ただ26年度予算の中で未収金繰り入れ、前年度収入という未収金という項目がないから26年度予算で処理できなかったのかどうかちょっとわかりませんが、これらについては十分一度かけた予算ですので、内部で十分検討されてからこういった再度議会に出すような方策をやれたのかどうなのか、まずその辺についてよくお伺いしたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

今、横田議員ご指摘のように、３月６日に議決をいただいた補正予算に対して再度補正をお願いすることになってしまったことに対しては、おわびをしなければいけないというふうには思います。

それから、予備費の件でありますが、これも今、横田議員のおっしゃるように、予備費に

ついて、簡易水道については60万円ほど、これを予備費に準用しますと30万円程度の残になってしまうと。それから、下水道事業につきましては19万円ということで、予備費の予算残が３万程度になってしまって、予備費の目的が達成できない部分があったということであります。

もう１点が、ほかから流用してできなかったかということについても、担当課、それから財政担当で話をしております。その事案が発生したものが議会の開会中であったわけです。そういうことも踏まえまして、会期の中で発生した部分ですから、議会の議決をいただいて処理をさせていただくということで、今回追加の補正予算という形でお願いをすることになりました。

それから、未収金等々について、横田議員が繰り上げ準用についてということなのかと思いますが、その辺につきましては、今回の議会の中で内容を見ていただいて、補正予算として流用するものを予備費からも持ってくるについても、この後の専決処分とかということも考えられないわけではないんですが、会期内に発生しているということで、今回議会にお願いをするということで補正予算を計上した内容であります。

○議長

６番、横田善郎君。

○６番

私がお尋ねしたかったのは、まず第一番は、あくまでも予測の中で予備費がなくなると突発的な事故があったときに対応できないというような説明であったものですから、それらについては、また片方については30万円も残る、片方については３万円くらいですが、その中の今ある予算の中で、予備費でなくて予算の中でも対応できなかったのか、どうなのか。そういった総合的に、そして今、雪が消えないで４月にならなければ、恐らくそういった事故調査はわからないのではないかという思いもしたものですから、今ここであえて議会に再度かけるようなことをしなくても対応できなかったのかなと。議会が閉鎖すればすぐに流用なり、あるいは専決なりもできるようなことになるわけですが、これはあくまでも事務的なこういうあれですから、政策的な予算ではないものですから、議会としてもこれらについてとやかく言うあれではないとは思うんですが、余りにも格好の悪いといいますか、そういった思いがしますので。

それから、そういったもので議会にかけてすっきりしたかったというのはわかるんですが、それはそれでして、この後こういった案件は、若い職員等がふえていますので起こり得る可

能性も十分あると思いますが、起きないように相互にやはりいろいろ監視といいますか、相互に調整し合って、監視し合って、それから起きたらば、できるだけみんなで対応してから信頼し合ってから対応していただきたいというような思いもします。

それから、またこういったものは３月は特に起きやすいといいますか、起きた場合の対応について、日程等について議会のとっぱじめのほうにこれを可決するのではなくて、やはり最終日にやっぱり提案して議決する事案、日程を上げるのが筋ではないかとも思いますので、今後こういう対応については十分内部で検討していただきたいという要望をして、私は終わります。

○議長

総務課長。

○総務課長

今後の対応についてでありますが、やはりチェック体制についても若干落ちていたというふうに思います。平成26年度につきましては、財務規則それから財務事務について職員の研修をしていきたい。それから、少し離れるんですが、条例を加記、改正できるそういう体制、職員の研修体制もつくっていきたいと思います。

それから、最後にありました補正予算を最終日に提案をすれば間に合ったと。要するに、予算の訂正で間に合ったということも考えられます。今年度につきましても、どうしても３月６日に議決をいただいて、本日以降17日にはもう執行できる体制を整えたかったと。支出の部分もありましたので、議会の当初に議決をいただいた内容でありますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

○議長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第４５号「平成２５年度柳津町一般会計補正予算について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第４６号「平成２５年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第４７号「平成２５年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第４８号「平成２５年度柳津町下水道事業特別会計補正予算について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

◎閉会の議決

○議長

以上をもって本定例会の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、平成26年第１回柳津町議会定例会を閉会といたします。

長時間に及ぶ審議まことにご苦労さまでございました。（午後１時１８分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会　議　長　田　﨑　為　浩

同　議　員　伊　藤　毅

同　議　員　磯　部　静　雄

同　議　員　小　林　功